
令和3年度 スチュワードシップ活動の報告



東京都職員共済組合

(目次)

1 都共済のスチュワードシップ活動について	
(1) スチュワードシップ活動の概要	3
(2) これまでのスチュワードシップ活動の経緯	4
(3) 令和3年度の主な取組	5
2 株主議決権の行使状況（国内株式）	
(1) 議決権行使結果	6
① 厚生年金保険給付組合積立金	7
② 経過的長期給付組合積立金	9
(2) 議案内容毎の行使事例（国内株式）	11
(3) 株主議決権の個別開示	11
3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）	
(1) エンゲージメント活動件数	12
① 厚生年金保険給付組合積立金	14
② 経過的長期給付組合積立金	16
(2) 対話内容と成果（国内株式）	18
(3) エンゲージメントの効果測定方法と結果について	18
4 株主議決権の行使状況（外国株式）	
(1) 議決権行使結果	
① 厚生年金保険給付組合積立金	20
② 経過的長期給付組合積立	21
(2) 議案内容毎の行使事例（外国株式）	23
5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）	
(1) エンゲージメント活動件数	
① 厚生年金保険給付組合積立金	25
② 経過的長期給付組合積立金	27
(2) 対話内容と成果（外国株式）	29

6 令和3年度の取組の総括	
(1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項（国内株式）	30
(2) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項（外国株式）	31
7 今後の取組	32
8 資料集	
(1) スチュワードシップ活動に関する方針	33
(2) 令和3年度 スチュワードシップ活動に関する質問票	38

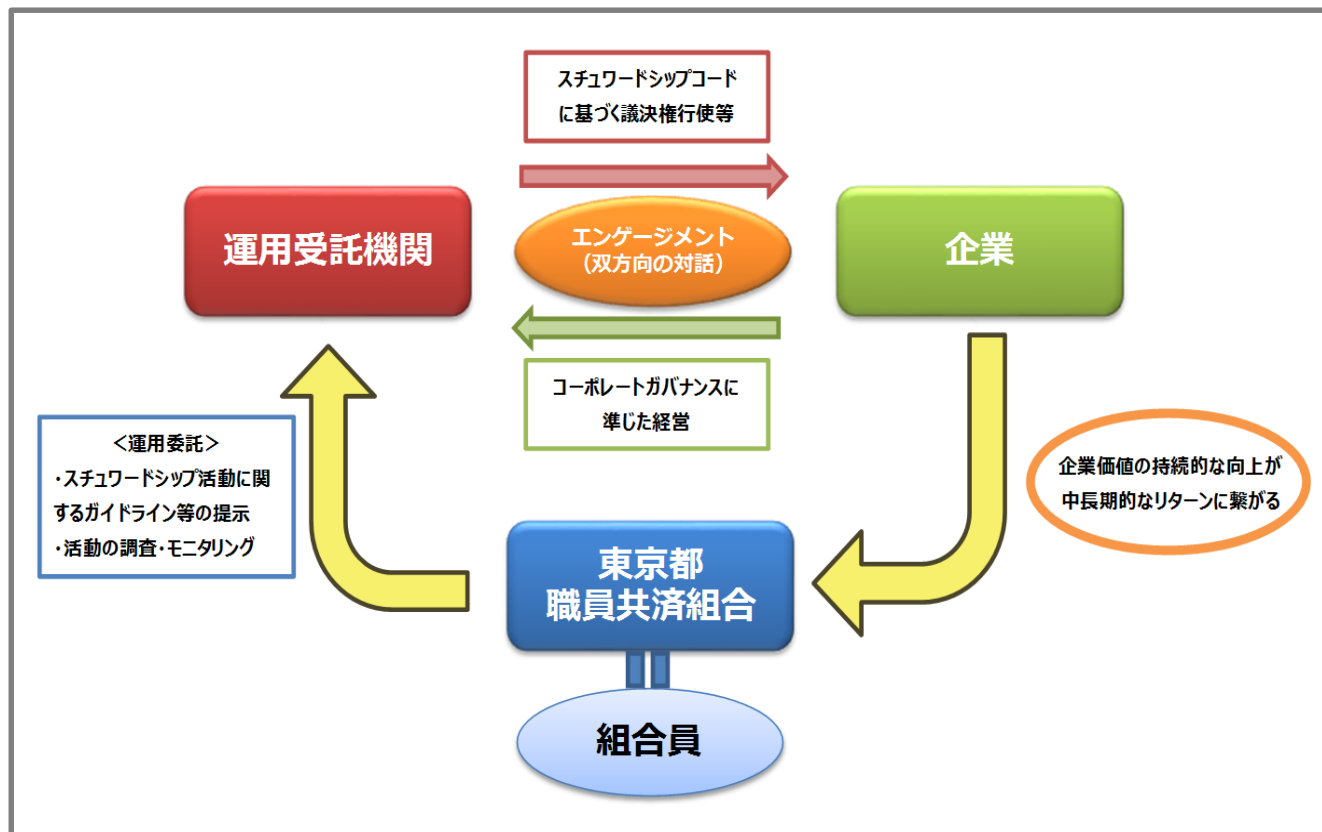
1 都共済のステュワードシップ活動について

(1) ステュワードシップ活動の概要

ステュワードシップ活動とは、機関投資家が投資先企業との建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）や議決権の行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすための活動を指します。

東京都職員共済組合（以下、「都共済」という。）は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、ステュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

<都共済のステュワードシップ活動のイメージ図>



なお都共済は、運用受託機関（都共済が資産の運用を委託する運用機関）を通じて個別企業の株式に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がそれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たすことができると考えています。

このような考えのもと、都共済は投資先企業において、取締役会が経営陣の執行を監督することにより、適切なガバナンス機能を発揮し、その結果として企業価値の向上を図る責務の在り方を定めた「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」を制定しました。併せて、その趣旨を踏まえて、実質的な株主としての議決権行使の方針を示した「株主議決権行使ガイドライン」を制定し、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うように求めています。

（２）これまでのスチュワードシップ活動の経緯

都共済は、これまでに以下のような取り組みを行ってきました。

	取り組み内容
平成26年8月	「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」の制定
	「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」の制定
	「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明
平成29年5月	「日本版スチュワードシップ・コード(改訂版)」の受け入れを表明
平成30年3月	「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」の制定
令和元年10月	国内株式運用について、「ESGファンド」3プロダクトを新規採用
令和2年9月	「日本版スチュワードシップ・コード(再改訂版)」の受け入れを表明

(3) 令和3年度の主な取組

都共済は、令和3年度のスチュワードシップ活動として、運用受託機関に対して、エンゲージメントや株主議決権行使の状況等に関する調査及び情報収集を行い、運用受託機関の取組状況を確認するとともに、課題や問題点等について意見交換を行いました。

令和3年度における主な取組内容は以下のとおりです。

項目	実施時期	対象	主な確認事項
議決権行使状況調査	令和3年7月	「株式運用受託機関」 ・国内株式8社 ・外国株式3社	<ul style="list-style-type: none"> ・都共済のガイドラインと各社のガイドラインとの整合性 ・議決権行使体制 ・議決権行使結果行使結果 ・議決権行使の賛否の傾向
スチュワードシップ活動の実施状況調査			<ul style="list-style-type: none"> ・個別議案の行使判断理由 ・エンゲージメント活動に関する管理監督方針 ・エンゲージメントの成果と今後の課題等
運用受託機関への情報収集	適宜		

都共済における株主議決権行使については、原則として都共済が定めた「株主議決権行使ガイドライン」に基づき運用受託機関が、株主議決権を行使しています。

今年度について、運用受託機関（国内株式8社・外国株式3社）から議決権の行使結果や管理・運用体制等の報告を受けるとともに、適宜、個別照会等による情報収集を実施することにより、報告内容の確認を行いました。

2 株主議決権の行使状況（国内株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和2年4月～令和3年3月に決算を迎えた企業延べ2,727社（延べ議案数：9,049議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体9,049議案のうち、反対行使は2,061議案、反対比率は22.8%（前年度比1.9%ポイント減少）となりました。

なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金）

対象：令和2年4月～令和3年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	9,049	100.0%	6,988	77.2%	2,061	22.8%	24.7%
うち株主提案に関するもの	215	2.4%	20	9.3%	195	90.7%	22.7%
うち気候関連の議案に関するもの	13	0.1%	4	30.8%	9	69.2%	-

内訳	9,049	100.0%	6,988	77.2%	2,061	22.8%	24.7%
取締役会・取締役に関する議案	3,391	37.5%	2,114	62.3%	1,277	37.7%	37.8%
監査役会・監査役に関する議案	1,483	16.4%	1,225	82.6%	258	17.4%	22.6%
役員報酬等に関する議案	706	7.8%	521	73.8%	185	26.2%	28.5%
剰余金の処分に関する議案	1,802	19.9%	1,770	98.2%	32	1.8%	1.6%
資本構造に関する議案	122	1.3%	57	46.7%	65	53.3%	71.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	59	0.7%	2	3.4%	57	96.6%	88.8%
うち増減資に関するもの	28	0.3%	28	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	9	0.1%	7	77.8%	2	22.2%	31.3%
うち自己株式取得に関するもの	6	0.1%	0	0.0%	6	100.0%	60.0%
事業内容の変更等に関する議案	72	0.8%	72	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	655	7.2%	572	87.3%	83	12.7%	10.0%
その他議案	818	9.0%	657	80.3%	161	19.7%	24.0%

② 経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付調整積立金では、国内株式の運用受託機関4社を通じて、令和2年4月～令和3年3月に決算を迎えた企業延べ2,316社（延べ議案数：7,674議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体7,674議案のうち、反対行使は1,691議案、反対比率は22.0%（前年度比2.8%ポイント減少）となりました。

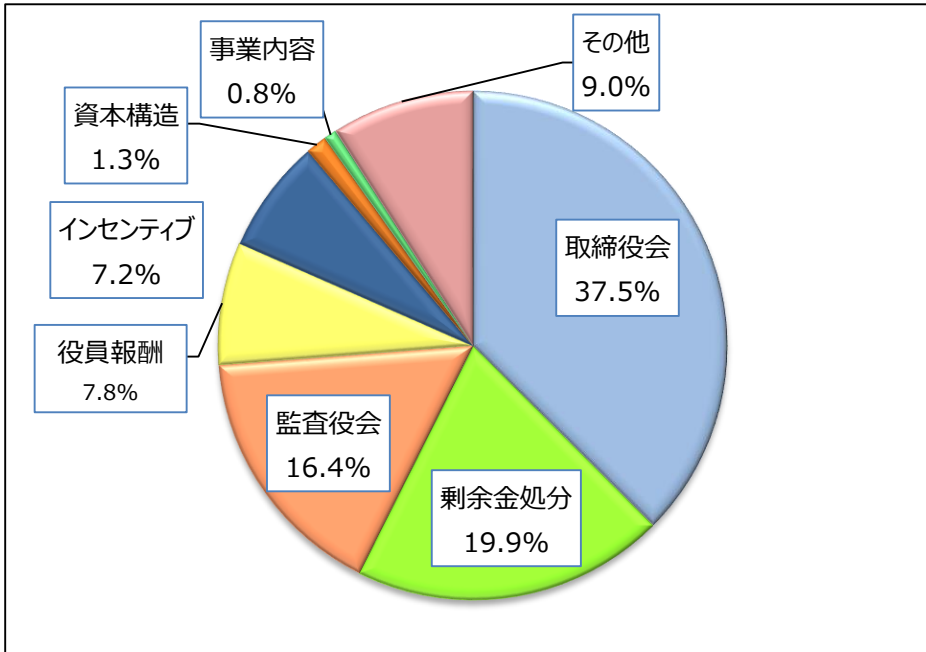
なお、議決権行使を棄権したケースはありませんでした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金） 対象：令和2年4月～令和3年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	7,674	100.0%	5,983	78.0%	1,691	22.0%	24.8%
うち株主提案に関するもの	156	2.0%	12	7.7%	144	92.3%	23.1%
うち気候関連の議案に関するもの	4	0.1%	1	25.0%	3	75.0%	-

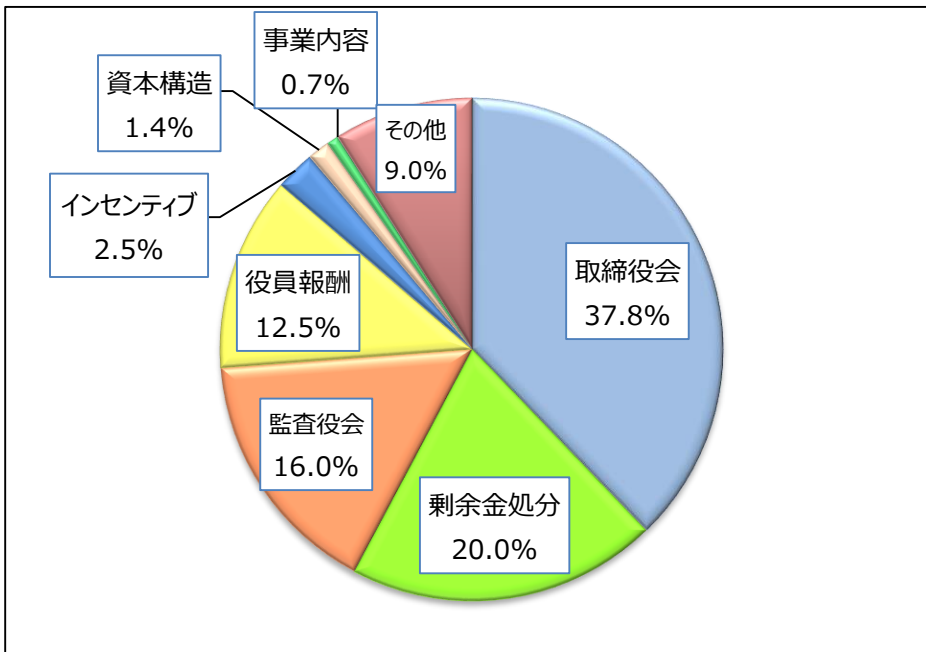
内訳	7,674	100.0%	5,983	78.0%	1,691	22.0%	24.8%
取締役会・取締役に関する議案	2,898	37.8%	1,866	64.4%	1,032	35.6%	40.1%
監査役会・監査役に関する議案	1,229	16.0%	1,052	85.6%	177	14.4%	17.7%
役員報酬等に関する議案	961	12.5%	733	76.3%	228	23.7%	26.1%
剰余金の処分に関する議案	1,537	20.0%	1,510	98.2%	27	1.8%	1.3%
資本構造に関する議案	110	1.4%	52	47.3%	58	52.7%	67.6%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	55	0.7%	4	7.3%	51	92.7%	91.6%
うち増減資に関するもの	20	0.3%	20	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	7	0.1%	7	100.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	5	0.1%	0	0.0%	5	100.0%	87.5%
事業内容の変更等に関する議案	56	0.7%	56	100.0%	0	0.0%	0.0%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	195	2.5%	149	76.4%	46	23.6%	18.6%
その他議案	688	9.0%	565	82.1%	123	17.9%	21.1%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（9,049件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（7,674件）に対する議案内容別構成比

(2) 議案内容毎の行使事例（国内株式）

※反対比率の前年比増減は厚生年金保険給付組合積立金と経過的長期給付組合積立金の合算ベース

① 取締役会・取締役に関する議案

取締役会・取締役に関する議案については、独立社外取締役の増員等により、反対比率が前年度比低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・社外取締役の独立性が不十分であると判断したため
- ・社外取締役の取締役会への出席率が基準に達していなかったため
- ・業績基準に抵触したため
- ・社外取締役の員数が不十分であると判断したため
- ・株主総会の決議によらず、買収防衛策を導入・更新したため
- ・過大な政策保有株を保有していたため

② 監査役会・監査役に関する議案

監査役会・監査役に関する議案については、社外監査役の独立役員届出書の提出増加等により、反対比率が前年度比低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・監査役の独立性が不十分であると判断したため
- ・監査役の員数を減員したため
- ・監査役の取締役会・監査役会への出席率が基準に達していなかったため

③ 役員報酬等に関する議案

役員報酬等に関する議案については、退職慰労金廃止企業の増加等により、反対比率が前年度比低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・業績基準が未達にも関わらず、報酬額を増額していたため
- ・退任慰労金の付与対象者に社外取締役・監査役が含まれていたため
- ・業績連動型株式報酬において、希薄化割合が基準を超えていたため

④ 剰余金の処分に関する議案

剰余金の処分に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・株主還元策が不十分であると判断したため
- ・業績基準に抵触したため
- ・赤字経営が続く中での配当実施が不適切と判断したため

⑤ 資本構造に関する議案

資本構造に関する議案については、買収防衛策の更新タイミングを迎えた企業が減少したこと等により、反対比率が前年度比低下しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・買収防衛策の継続が株主価値の毀損に繋がると判断したため
- ・自己株式の処分方法が不適切と判断したため
- ・買収防衛策について独立性基準を満たす社外取締役が過半数に満たなかったため

⑥ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

役職員のインセンティブ向上に関する議案については、ストックオプションを社外取締役等に付与する事例が増加したこと等により、反対比率が前年度比上昇しました。主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ストックオプションの発行に伴う希薄化割合が基準を超えていたため
- ・ストックオプションの行使可能期間の設定が不適切であったため
- ・支給対象者に社外取締役が含まれていたため

⑦ その他議案

その他議案に関する主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・一般社団法人への自己株拋出について、拋出株式の議決権行使方針が不適切なため
- ・定款の事業目的の変更内容が不適切なため

(3) 株主議決権の個別開示

都共済は、運用受託機関に個別の企業及び議案ごとの議決権行使の結果について公表するように求めています。

都共済は、国内株式の運用受託機関全8社（令和3年3月末時点）に対して、行使結果の個別開示を要請しています。なお全ての運用受託機関がホームページにて議決権行使の状況を公表していることを確認しました。

運用受託機関（再委託先名）	公表URL
アセットマネジメントone株式会社	http://www.am-one.co.jp/company/voting/
SOMPOアセットマネジメント株式会社	https://www.sompo-am.co.jp/institutional/stewardship_report.html
野村アセットマネジメント株式会社	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/policies/investment/voting
みずほ信託銀行株式会社 (アセットマネジメントone株式会社)	https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html
三井住友信託銀行株式会社 (三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社)	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.daiwasbi.co.jp/company/guideline/index.html

※三井住友信託銀行については2ファンドの運用を委託しています

3 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

（1）エンゲージメント活動件数

① 厚生年金保険給付組合積立金

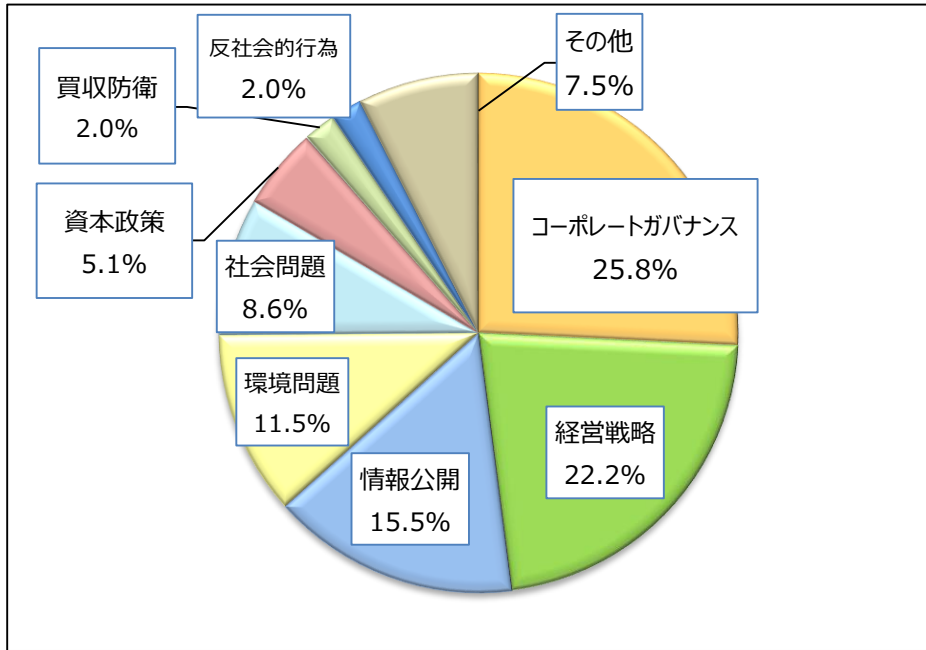
厚生年金保険給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ578社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,049件で前年度比30.7%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は466件で、全体の22.7%となり、前年度比35.5%増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が528件と全体の25.8%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和2年4月～令和3年3月）

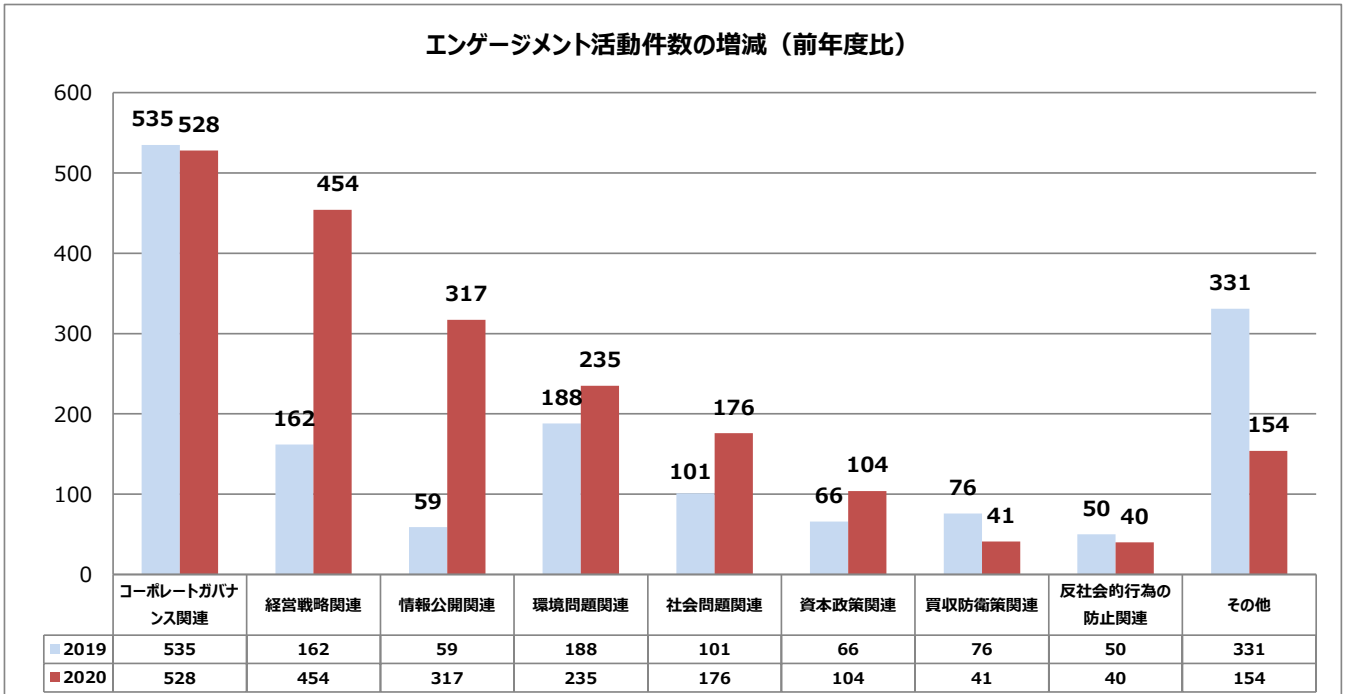
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話		内、社外取締役との対話	
	件数	構成比	件数	比率	件数	比率
資本政策関連	104	5.1%	25	24.0%	2	1.9%
経営戦略関連	454	22.2%	186	41.0%	3	0.7%
環境（ESGのE）関連	235	11.5%	39	16.6%	2	0.9%
うち、気候関連	184	9.0%	30	16.3%	2	1.1%
社会（ESGのS）関連	176	8.6%	36	20.5%	4	2.3%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	528	25.8%	92	17.4%	14	2.7%
買収防衛策関連	41	2.0%	5	12.2%	2	4.9%
情報公開関連	317	15.5%	54	17.0%	2	0.6%
うち、気候関連	46	2.2%	6	13.0%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	40	2.0%	6	15.0%	2	5.0%
その他	154	7.5%	23	14.9%	1	0.6%
総計	2,049	100.0%	466	22.7%	32	1.6%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和2年4月～令和3年3月



※エンゲージメント活動件数全体（2,049件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



② 経過的長期給付組合積立金

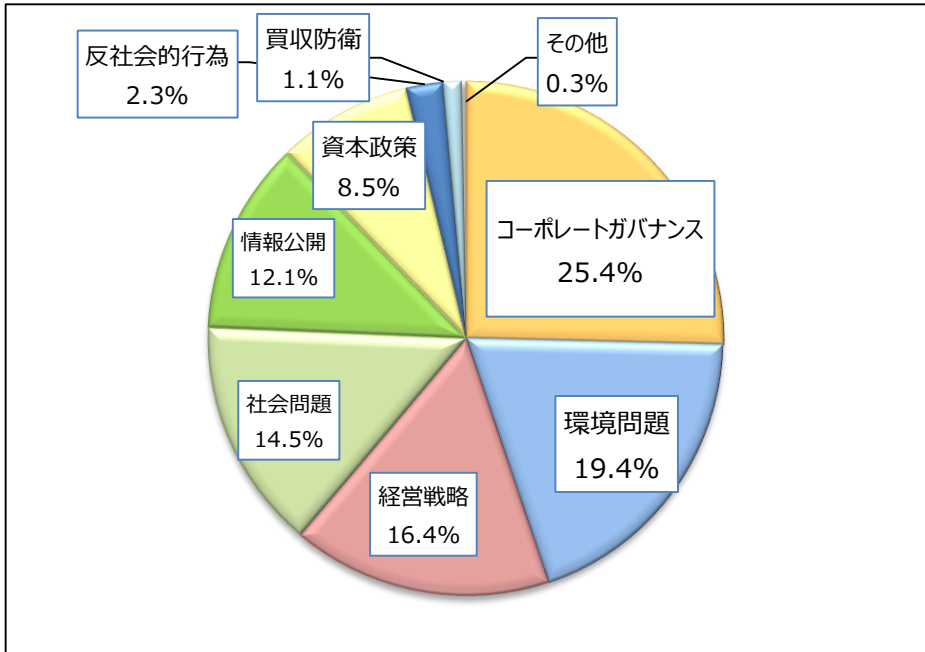
経過的長期給付組合積立金では、国内株式の運用受託機関を通じて、延べ470社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ1,804件で前年度比31.5%増加しました。うち、企業の経営トップと直接対話を実施した件数は374件で、全体の20.7%となり、前年度比4.4%減少しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が458件と全体の25.4%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和2年4月～令和3年3月）

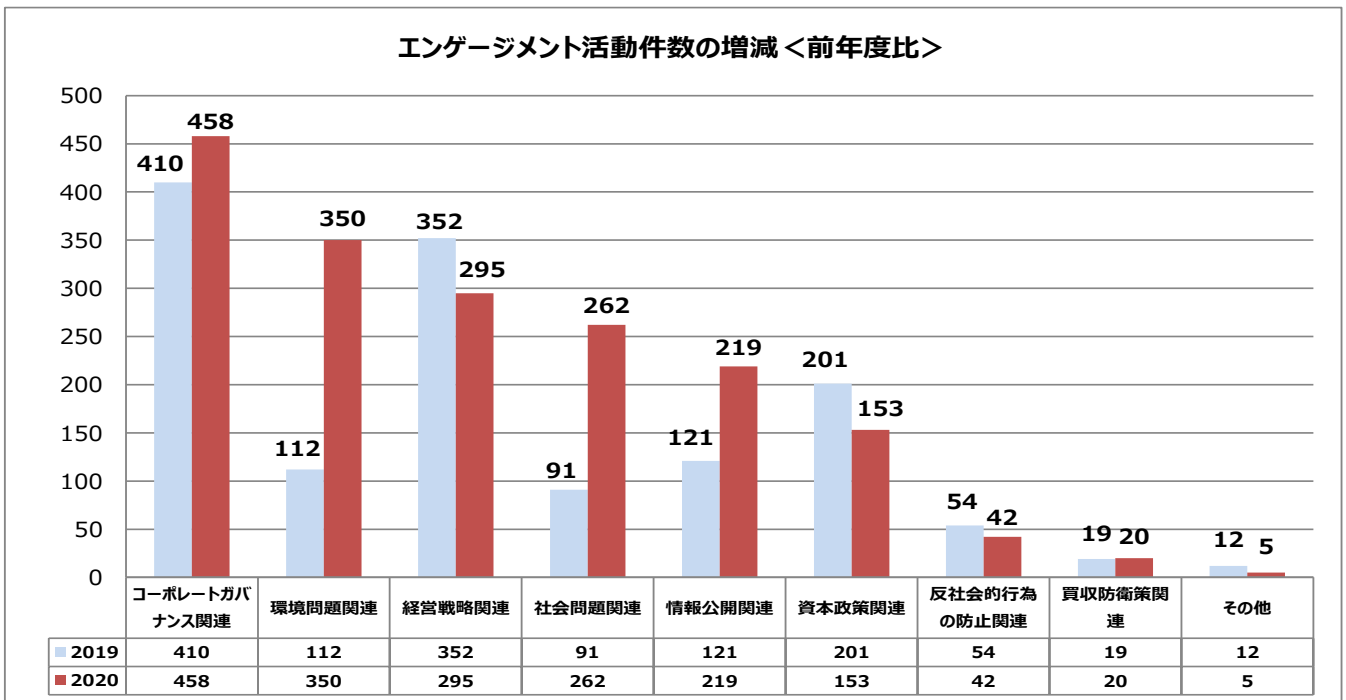
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話		内、社外取締役との対話	
		構成比		比率		比率
資本政策関連	153	8.5%	35	22.9%	2	1.3%
経営戦略関連	295	16.4%	89	30.2%	6	2.0%
環境（ESGのE）関連	350	19.4%	72	20.6%	5	1.4%
うち、気候関連	212	11.8%	52	24.5%	3	1.4%
社会（ESGのS）関連	262	14.5%	54	20.6%	2	0.8%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	458	25.4%	80	17.5%	13	2.8%
買収防衛策関連	20	1.1%	2	10.0%	0	0.0%
情報公開関連	219	12.1%	36	16.4%	2	0.9%
うち、気候関連	30	1.7%	8	26.7%	0	0.0%
反社会的行為の防止関連	42	2.3%	6	14.3%	1	2.4%
その他	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,804	100.0%	374	20.7%	31	1.7%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和2年4月～令和3年3月



※エンゲージメント活動件数全体（1,804件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



(2) 対話内容と成果（国内株式）

エンゲージメント活動の具体例は以下の通りですが、運用受託機関の建設的な提案や働き掛けについて、運用受託機関と投資先企業の経営との間で掘り下げた議論が行われ、認識の共有化に至った事例が確認できました。また、それらのうち、多くの事例で企業価値向上に向けた着実な手応えを得ることができました。

業種/ 対話テーマ	機械 <経営戦略に関する対話>
対話内容	<p>コングロマリット企業が事業ポートフォリオの最適化を図る上で、D X（デジタル技術による変革）推進を経営陣に提案。具体的には問題意識が希薄であった経営陣に守備だけでなく、環境・社会問題の解決を企業価値向上に繋げる攻めのD X構築を働きかけた。</p>



達成状況

2021年4月にD X推進のための部署を新たに立ち上げた他、同年8月にデータを活用した問題解決型の次世代リーダー育成研修を実施する等、同社におけるD X推進の足場を固めることができた。

業種/ 対話テーマ	鉄鋼 <環境（E S GのE）に関する対話>
対話内容	<p>CO2排出量の多い当業界において、TCFDに基づくシナリオ分析に加えて、財務影響と自社のCO2排出量削減計画の開示を要請。併せて、高炉に比べてCO2排出量が少なく、需要変動に応じた柔軟な操業が可能な電炉の有効活用を提案</p>

達成状況



2020年8月に米国の合併会社で電炉の新設を決定
2021年3月に長期環境ビジョンを公表、その中で2030年のCO2排出量を30%減、2050年カーボンニュートラル等、具体的な目標が示された。

業種/ 対話テーマ	食品 <社会（ESGのS）に関する対話>
対話内容	経営陣の課題認識が希薄であった女性活躍推進の重要性について認識の共有化を図ると共に、女性管理職比率の目標設定や取組の充実、取締役会のダイバーシティ強化の重要性・必要性を説得した。

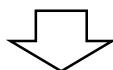
達成状況



経営陣より、2023年までの女性管理職比率の目標値が示されると共に、目標を達成するために、女性採用の増加や、子会社の女性を登用する等の具体策が示された。トップマネジメントの意識変化を確認することができた。

業種/ 対話テーマ	電力 <コーポレートガバナンス（ESGのG）に関する対話>
対話内容	火力発電事業を担う関連会社について、再生可能エネルギー比率等も含めた電源構成の中期目標を定める等、予見可能性を高めることが企業価値の向上に資するのではないか、と提案

達成状況



2020年10月、関連会社が政府のカーボンニュートラル宣言に先立ち、期限を定めて国内外の事業から排出されるCO2をゼロとするロードマップを公表

(3) エンゲージメントの効果測定方法と結果について

マイルストーン管理や価値創造モデルに倣った独自の管理手法等によって、徹底したエンゲージメントの進捗管理を行う一方、チャレンジングなテーマであるエンゲージメントの効果測定についても、運用受託機関各社が種々分析・研究を通して相対株価や独自の定量指標等の評価軸を定め、成果に繋げつつある状況を確認することができました。

A社

独自に算出している企業価値がエンゲージメントを通じてどの程度変化したか、株式市場における企業評価がどのように変化したか（相対株価の変化）の2つを測定
→エンゲージメント注力企業において、新中期経営計画で大幅な自社株買いが発表された結果、企業価値が7～10%程度上昇が見込まれる事例が見られた。

B社

投資先企業とのエンゲージメントの進捗をマイルストーン管理することにより、対話の効果を測定。四半期毎のモニタリングにより、エンゲージメントの効果検証を実施
→期初よりエンゲージメントを行っていた重点銘柄の51%について「予定通り」の進捗、また31%が「それ以上」の進捗となった。予定通りの進捗とならなかった銘柄に対しては、アナリスト間の知見の共有を強化し新たなアプローチ手法を導入

C社

エンゲージメントの進捗管理・評価について国際統合報告評議会が提唱する価値創造モデルを参考に、「INPUT」、「OUTPUT」、「OUTCOME」による管理手法を策定
→「INPUT」はエンゲージメントにおいて「モニターすべきKPI（定性もしくは定量評価指標）」を企業と認識・共有した段階を「INPUT」として把握
→「OUTPUT」は「INPUT」に呼応した企業行動の変化や情報開示等を、「INPUT」に対する企業側からの「OUTPUT」として把握
→「OUTCOME」については、主に企業価値評価における価値ドライバー（投下資本収益率、成長率）に期待する改善が見られたか、或いはそれが株価への反映を通して市場に評価されたか、のいずれかで把握

D社

エンゲージメント対象企業において、それに即した何らかのコーポレート・アクションがあった場合に効果があったものと評価。また、エンゲージメントの定量的な効果測定について独自の指標を用いて変化をモニタリング

→2020年度のエンゲージメント先企業の73%がその内容に即したアクションを起こした。過去にコーポレート・アクションのあった企業の定量指標についても市場平均の変化に対して優位にある傾向を確認した。

4 株主議決権の行使状況（外国株式）

（1）議決権行使結果

① 厚生年金保険給付組合積立金

厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関2社を通じて、令和2年4月～令和3年3月に決算を迎えた企業延べ938社（延べ議案数：4,182議案）に対して、株主議決権を行使しました。

全体4,182議案のうち、反対行使は538議案、反対比率は12.9%（前年度比0.6%ポイント増加）でした。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付組合積立金） 対象：令和2年4月～令和3年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	4,182	100.0%	3,644	87.1%	538	12.9%	12.3%
うち株主提案に関するもの	539	12.9%	350	64.9%	189	35.1%	37.6%
うち気候関連の議案に関するもの	40	1.0%	24	60.0%	16	40.0%	-

内訳	4,182	100.0%	3,644	87.1%	538	12.9%	12.3%
取締役会・取締役に関する議案	936	22.4%	820	87.6%	116	12.4%	12.1%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	-	0	-	-
役員報酬等に関する議案	962	23.0%	823	85.6%	139	14.4%	11.6%
剰余金の処分に関する議案	44	1.1%	44	100.0%	0	0.0%	-
資本構造に関する議案	198	4.7%	173	87.4%	25	12.6%	13.7%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	17	0.4%	17	100.0%	0	0.0%	6.7%
うち増減資に関するもの	91	2.2%	68	74.7%	23	25.3%	27.4%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	-	0	-	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	65	1.6%	65	100.0%	0	0.0%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	154	3.7%	132	85.7%	22	14.3%	22.8%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	289	6.9%	235	81.3%	54	18.7%	14.6%
その他議案	1,599	38.2%	1,417	88.6%	182	11.4%	11.6%

② 経過的長期給付組合積立金

経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関1社を通じて、令和2年4月～令和3年3月に決算を迎えた企業延べ914社（延べ議案数：5,776議案）に対して、株主議決権を行使しました。

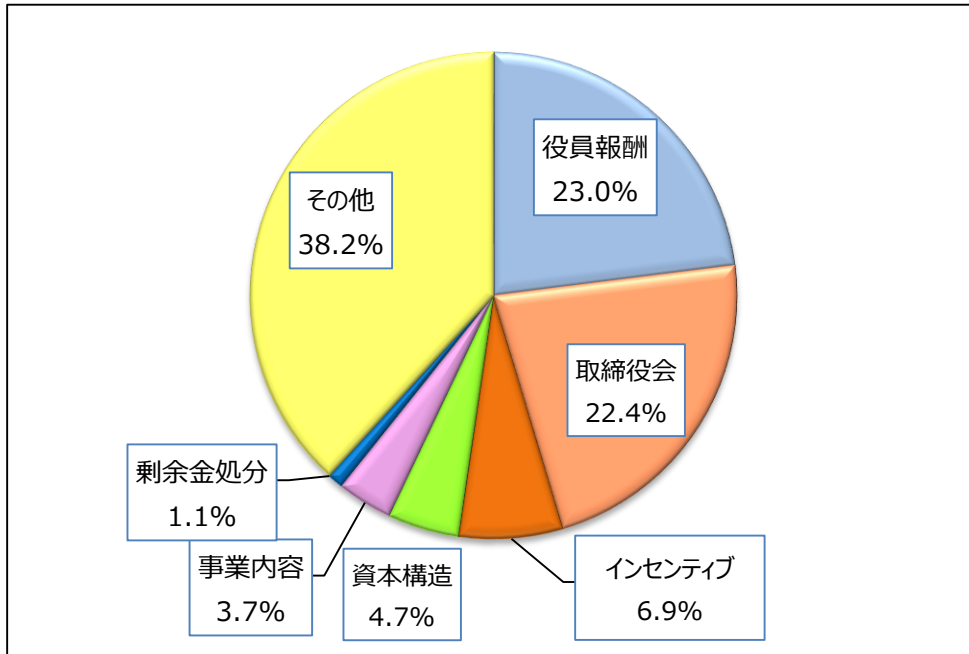
全体5,776議案のうち、反対行使は554議案、反対比率は9.6%（前年度比0.8%ポイント増加）でした。

株主議決権行使状況（経過的長期給付組合積立金）
対象：令和2年4月～令和3年3月決算企業

議案内容	合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
		構成比		比率		比率	
総計	5,776	100.0%	5,222	90.4%	554	9.6%	8.8%
うち株主提案に関するもの	420	7.3%	260	61.9%	160	38.1%	41.4%
うち気候関連の議案に関するもの	48	0.8%	32	66.7%	16	33.3%	-

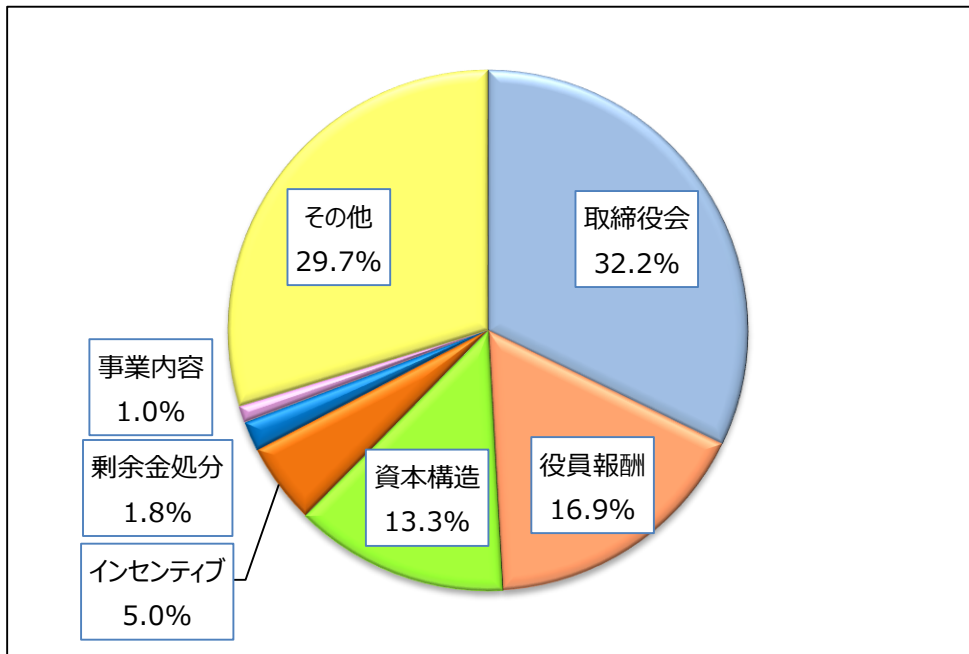
内訳	5,776	100.0%	5,222	90.4%	554	9.6%	8.8%
取締役会・取締役に関する議案	1,859	32.2%	1,700	91.4%	159	8.6%	7.8%
監査役会・監査役に関する議案	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100.0%
役員報酬等に関する議案	978	16.9%	831	85.0%	147	15.0%	11.5%
剰余金の処分に関する議案	106	1.8%	106	100.0%	0	0.0%	0.0%
資本構造に関する議案	768	13.3%	719	93.6%	49	6.4%	7.3%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	163	2.8%	155	95.1%	8	4.9%	1.9%
うち増減資に関するもの	355	6.1%	331	93.2%	24	6.8%	8.7%
うち第三者割当に関するもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
うち自己株式取得に関するもの	161	2.8%	161	100.0%	0	0.0%	0.0%
事業内容の変更等に関する議案	59	1.0%	58	98.3%	1	1.7%	2.2%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	290	5.0%	233	80.3%	57	19.7%	14.3%
その他議案	1,716	29.7%	1,575	91.8%	141	8.2%	8.9%

厚生年金保険給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（4,182件）に対する議案内容別構成比

経過的長期給付組合積立金議案内容別構成比



※議決権行使議案数全体（5,776件）に対する議案内容別構成比

(2) 議案内容毎の行使事例（外国株式）

① 取締役会・取締役に関する議案

取締役会・取締役に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 社外取締役の独立性が不十分であると判断したため
- ・ 兼任状況に問題があると判断したため
- ・ 取締役会への出席率が基準に達していなかったため

② 監査役会・監査役に関する議案

監査役会・監査役に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 監査役候補者の独立性が不十分であると判断したため

③ 役員報酬等に関する議案

役員報酬等に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 報酬に関する開示内容が不十分なため
- ・ 業績連動性が不十分で、適切なインセンティブが働きにくいと判断したため
- ・ 報酬額が同業他社比で過大であったため
- ・ 複数の大型訴訟案件が報酬に与える影響についての説明が不十分なため

④ 資本構造に関する議案

資本構造に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 株式の希薄化割合が基準を超えていたため

⑤ 事業内容の変更等に関する議案

事業内容の変更等に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 合併契約の承認議案に関し、利益相反が生じる恐れがあったため
- ・ 株式交換における経営統合に関して疑義があったため

⑥ 役職員のインセンティブ向上に関する議案

役職員のインセンティブ向上に関する議案の主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 株主に諮らずに制度変更が可能となっていたため
- ・ 過大な希薄化や関連コストの発生が懸念されたため
- ・ 業績目標等報酬に影響を与える情報開示が不足していたため

⑦ その他議案

その他議案に関する主な反対行使事例は以下の通りです。

- ・ 対面以外の形式での株主総会開催に関する議案について、株主との対話軽視につながる恐れがあると判断したため
- ・ 株式公開買い付けに係る既存株主の権利放棄に関する議案について疑義があったため

5 エンゲージメントの実施状況（外国株式）

（1）エンゲージメント活動件数

① 厚生年金保険給付組合積立金

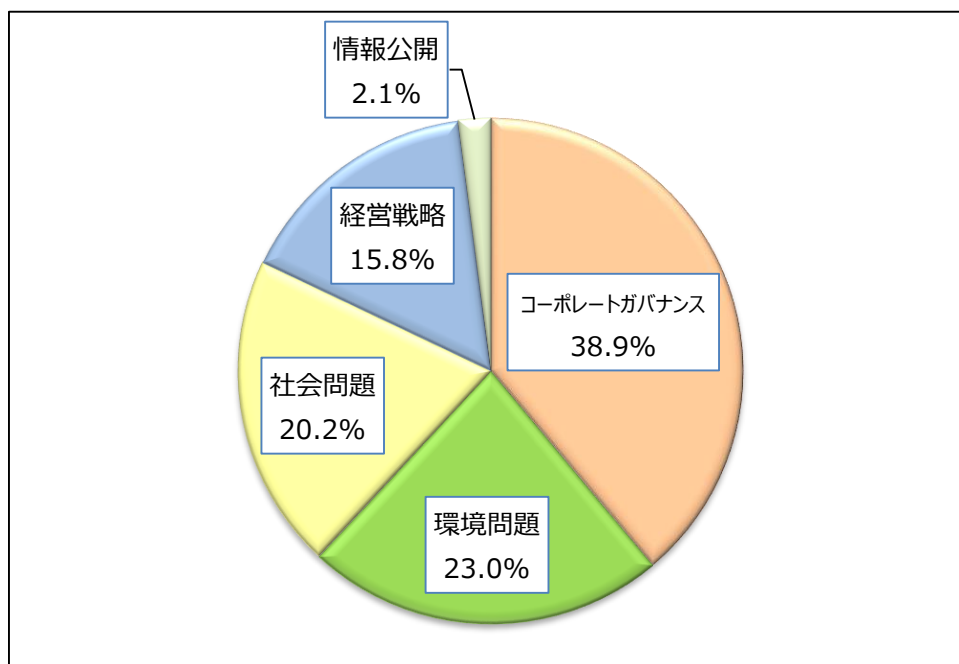
厚生年金保険給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ652社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ2,562件で前年度比38.9%増加しました。

エンゲージメントの主な内容として、取締役会の構成などコーポレートガバナンスに関する対話が997件と全体の38.9%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和2年4月～令和3年3月）

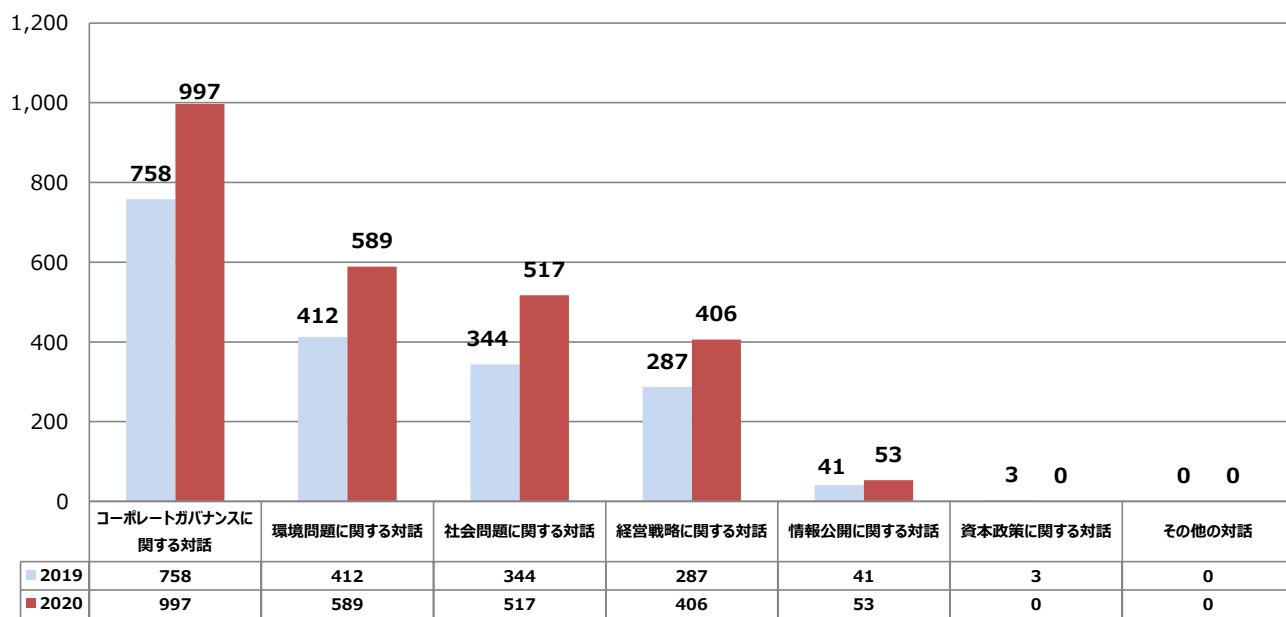
対話の内容	件数		内、経営トップとの対話	
		構成比		比率
資本政策関連	0	0.0%	0	0.0%
経営戦略関連	406	15.8%	0	0.0%
環境（ESGのE）関連	589	23.0%	3	0.5%
うち、気候関連	480	18.7%	3	0.6%
社会（ESGのS）関連	517	20.2%	8	1.5%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	997	38.9%	12	1.2%
情報公開関連	53	2.1%	9	17.0%
うち、気候関連	10	0.4%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
総計	2,562	100.0%	32	20.2%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和2年4月～令和3年3月



※エンゲージメント活動件数全体（2,562件）に対する対話内容別構成比

エンゲージメント活動件数の増減（前年度比）



② 経過的長期給付組合積立金

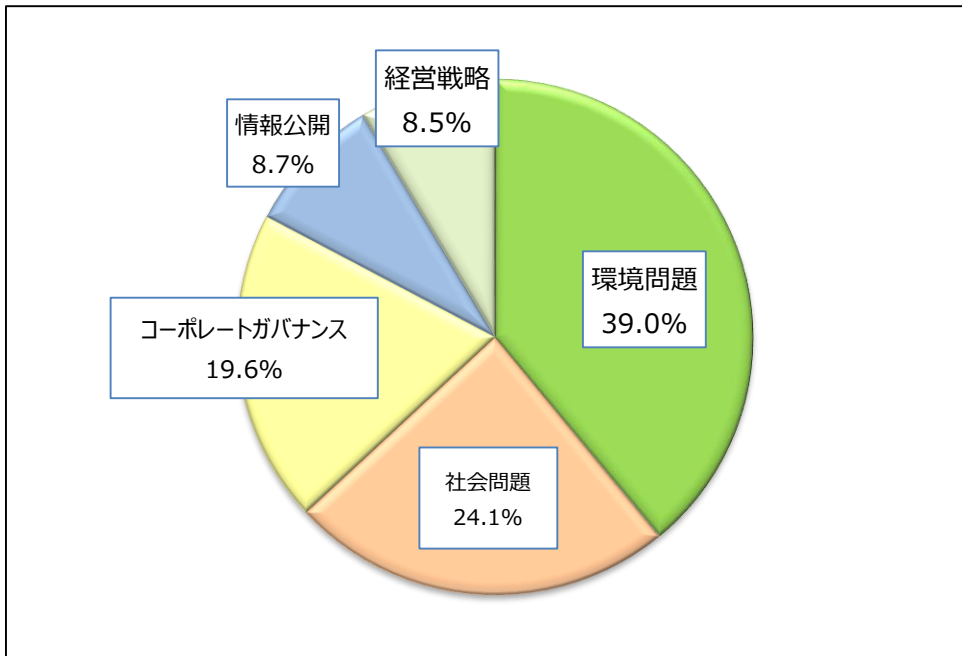
経過的長期給付組合積立金では、外国株式の運用受託機関を通じて、延べ283社に対して、エンゲージメントを実施しました。実施件数は延べ469件で前年度比11.3%減少しました。

エンゲージメントの主な内容として、環境問題に関する対話が183件と全体の39.0%を占めました。

エンゲージメント活動件数（対象：令和2年4月～令和3年3月）

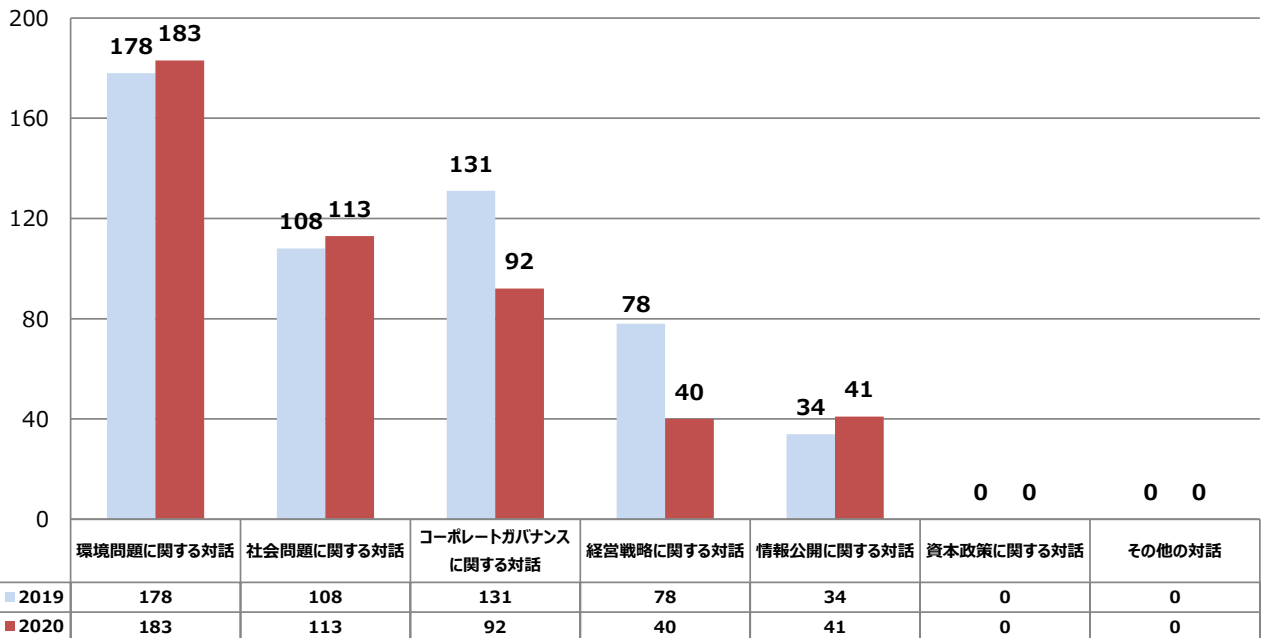
対話の内容	件数	構成比	内、経営トップとの対話	
			対話	比率
資本政策関連	0	0.0%	0	0.0%
経営戦略関連	40	8.5%	1	2.5%
環境（ESGのE）関連	183	39.0%	15	8.2%
うち、気候関連	146	31.1%	10	6.8%
社会（ESGのS）関連	113	24.1%	12	10.6%
コーポレートガバナンス（ESGのG）関連	92	19.6%	4	4.3%
情報公開関連	41	8.7%	7	17.1%
うち、気候関連	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
総計	469	100.0%	39	8.3%

エンゲージメント活動件数＜対話内容別構成比＞
対象：令和2年4月～令和3年3月



※エンゲージメント活動件数全体（469件）に対する対話内容別構成比

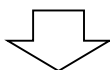
エンゲージメント活動件数の増減＜前年度比＞



(2) 対話内容と成果（外国株式）

各運用受託機関が行った、エンゲージメント活動における対話内容と達成状況の事例は以下の通りです。

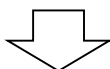
業種/ 対話テーマ	医薬品 <経営戦略に関する対話>
対話内容	最高経営責任者の権威や影響力の強さに依拠した経営が不安視されたことから、サステナビリティの観点で経営に対する監督機能強化を提案



達成状況

経営陣は指摘した問題点を認め、監督機能強化のために独立社外取締役の増員方針を表明。また、後継者育成に高い優先度をもって取り組んでいく方針との説明があった。

業種/ 対話テーマ	鉄鋼 <環境（ESGのE）に関する対話>
対話内容	鉄鋼業の環境関連施策の推進には政府の関与が不可欠。特に水素関連や炭素貯蔵等の先進環境技術に対する投資等について、政府や業界団体との協議を積み重ねる必要がある。



達成状況

同社は2030年までに欧州での脱炭素化を目指すと共に、地域間の政策面の成熟度の格差を踏まえ、欧州以外の地域では現実的な目標として2040年までの脱炭素化を目標に掲げた。

6 令和3年度の取組の総括

(1) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項（国内株式）

株主議決権行使について

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行われていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

議決権行使結果の妥当性については、独立した外部の第三者機関による検証を実施している運用受託機関も見られ、利益相反の徹底や企業価値向上に資する議決権行使基準の改善に反映させようとする前向きな姿勢を確認することができました。

エンゲージメントについて

コロナ禍において、対面による企業側とのアプローチが図りにくい中であっても、リモートの面談等を活用することによって、エンゲージメントの量・質に特段の問題は生じていないことを確認しました。

エンゲージメントに関しては、ESG専門の担当者を配置し、各セクターアナリストと連携しながら対応するといった取り組みを行う運用受託機関が見られました。

また、ESGの中で、特に気候関連を最注力テーマと位置付け、投資先企業との間で課題認識の共有化、及び課題解決を図ろうとする運用受託機関が見られました。

(2) 報告及びヒアリングを通じて確認された事項（外国株式）

株主議決権行使について

運用受託機関各社において、都共済の株主議決権行使ガイドラインに沿って、議決権行使が適切に行使されていることを確認しました。なお、都共済のガイドライン原則と異なる議決権行使を行っている事例はありませんでした。

また海外でのスチュワードシップ活動強化のために、現地法人を設立して業務を行う運用受託機関がありました。

エンゲージメントについて

海外においてもコロナ禍の中で、積極的なエンゲージメント活動が推進されました。

今年度より、2050年ネットゼロへの取り組みを新たに評価項目に取り込む等、気候変動問題への取組を強化する運用受託機関がありました。

7 今後の取組

都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすために、今後も以下の内容を中心にスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

＜都共済の原則や ガイドラインの改正＞

法令やコード、社会情勢の変化等を踏まえつつ、都共済の定める「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」について、必要に応じて適宜、改定の検討を行います。

＜他共済等との連携強化＞

スチュワードシップ活動の効率を高め、より成熟した活動としていくために、地方公務員共済組合連合会や他共済等と積極的な意見交換を行う等の取り組みを強化します。

＜知見の蓄積と効果的な モニタリングの推進＞

運用受託機関との対話を強化することにより、都共済としてスチュワードシップ活動に関する知見を蓄積するとともに、引き続き、運用受託機関のスチュワードシップ活動が都共済の方針と整合的であることの確認を行います。

8 資料集

(1) スチュワードシップ活動に関する方針

平成26年 8月25日制定
平成29年11月30日改正
令和 2年 9月25日最終改正

① 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）はここに日本版スチュワードシップ・コード（令和2年3月24日再改訂）の各原則を受け入れる旨を表明する。

なお、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターン拡大を図るというスチュワードシップ責任を果たす観点から、日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取り組みを可能な範囲で実施していく。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づくエンゲージメント、議決権の行使、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要がある。
- その際、市場全体に幅広く投資を行っているという特徴から、長期的に必要な利回りを確保するには、市場全体の持続的・安定的成長を促す必要がある。
- また、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えている。
- このような考えのもと、都共済は、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、運用受託機関との契約にあたって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう、明示している。
- サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかという観点については、運用受託機関に対し、運用戦略に応じて検討を行った上で方針を明確に示すことを求めている。
- 都共済は、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、上記都共済の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点をおいたモニタリングを実施していく。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、議決権行使等を直接行わず、運用受託機関を通じて行うこととしている。
- 都共済は、運用受託機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に定めて公表している。
- 都共済は、報告やヒアリングを通じて、運用受託機関において適切なガバナンス体制が構築されているかとともに、利益相反の発生が的確に回避されているかどうかをモニタリングしている。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握することを求め、その状況について、定期的にモニタリングを行っている。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 都共済は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的かどうかをモニタリングすることを通じて、運用受託機関によるエンゲージメントの実施状況を把握している。
- 都共済は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めている。
- なお、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と整合的で、これらの目的に結びつくものとなるよう意識することを求めている。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 都共済は、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長のために、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしている。
- 個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果については、運用受託機関に公表するように求め、公表をしない運用受託機関に対しては、その理由の説明を求めていることとしている。
- また、議決権の行使結果を公表する際には、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由の公表を求めている。
- 運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用する場合には助言策定プロセスを踏まえて利用するよう求めるとともに、議決権行使の結果の公表に合わせて、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するよう求めている。
- 都共済は、運用受託機関による議決権行使について、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」又は「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に沿った行使がされているかどうかモニタリングすることを通じて、運用受託機関の実施状況を把握している。また、把握した議決権行使の結果については、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 都共済は、スチュワードシップ活動について、運用実績等に係る年次報告書（運用報告書）や組合員向けの広報誌での報告に加え、スチュワードシップ活動に特化した年次報告書を公表し、これらをホームページにおいて随時閲覧できるようにしている。
- 「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」についてもホームページで随時参照することが可能となっている。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 都共済は、本コードの各原則の実施状況を定期的にレビューし、将来のスチュワードシップ活動がより適切になるように努めている。
- このため、都共済は、スチュワードシップ活動のためのノウハウの蓄積や人材育成に取り組む。また、運用受託機関に対しても、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるとともに、スチュワードシップ活動の実効性の向上に向けて工夫と改善を図ることを求めている。

原則8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- 都共済がスチュワードシップ活動に係る機関投資家向けサービス提供者を採用する際は、スチュワードシップ・コードへの対応状況を確認していく。

② 東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則（抜粋）

平成26年 8月25日制定
平成27年10月 1日改定

1 趣旨

東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

（1）組合の基本的視点

組合は、地方公務員共済制度の中で厚生年金保険給付組合積立金、経過的長期給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を運用するという役割を担っており、他の公的年金と同様に忠実義務及び注意義務から成る受託者責任を負っていると考えられる。

組合が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、組合は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものであり、万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていく。

さらに、組合は公的年金の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められていると考えられ、この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

平成27年10月 1日制定
平成30年 7月19日改正
令和 2年 3月31日改正

③ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針（抜粋）

※「経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」も同じ内容になります

II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

3 スチュワードシップ責任を果たすための対応

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使する。組合が個別に行使の指図を行う場合には、組合は、受託機関が当該指図に従い行使するよう指示するものとし、個別に行使の指図を行わない場合には、組合は、受託機関に対し、組合の制定するコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、組合の制定する株主議決権行使ガイドラインに則って行使させる。また、組合は受託機関に議決権行使の状況等について報告を求める。

その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

また、組合は、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、他の管理運用主体等と意見交換を行うことやそのための場を設けることを検討する。

*全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

④ 株主議決権行使ガイドライン (国内株式) (抜粋)

平成26年8月25日制定
平成30年3月1日改定

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（国内株式）（以下「国内株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当面は原則として具体的な議決権行使の判断は、この国内株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。都共済はまた、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保すべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、都共済で、統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、その企業に即したより適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督及び執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

受託者責任の観点から判断を明確にすることが望ましいこと及び法的効果として実質的に変わらないことに鑑み、具体的な議決権行使において、「棄権」や「白紙委任」は原則として採らないものとする。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとする。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

④ 株主議決権行使ガイドライン (外国株式) (抜粋)

平成30年3月1日制定

I 総則

1 目的

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての都共済の意見が十分反映されるように、都共済が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「東京都職員共済組合運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「外国株式ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

都共済の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、都共済よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、都共済自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当分の間、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこの外国株式ガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合には、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、都共済は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、都共済で統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

都共済は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

都共済は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督及び執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

都共済は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、ガイドラインでは、投資家としての都共済が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が実際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

* 全文は東京都職員共済組合のホームページに掲載してあります。

(2) 令和3年度 ステewardシップ活動に関する質問票

① 国内株式

No.	報告内容
【ステewardシップ活動全般について】	
Q1	①日本版ステewardシップ・コードの受入表明・ステewardシップ活動の方針、②ステewardシップ活動の自己評価をファイルで添付してください。 ※受入表明・活動方針について、前年度からの変更点に加えて、今後変更を検討している点があれば、変更内容と理由をご回答ください。 また、日本版ステewardシップ・コードの原則・指針のうち、実施していない原則・指針がある場合は、③その原則・指針の内容と④実施しない理由をご回答ください。 また、⑥日本の上場株式以外でコードを適用する資産をご回答ください。
Q2	①ステewardシップ責任を果たすにあたっての体制を図でご回答ください(組織体が複数ある場合は、それらの関係性が分かるようにご記載ください)。また、体制において、会議体であれば、当該会議体の名称、部署であれば当該部署の名称をご記載の上、ステewardシップ活動、議決権行使、エンゲージメント等の役割をご回答ください。なお、会議体の場合は役割、人数(前年度及び当年度の人数)、社外者の割合をご回答ください。部署の場合は役割、人数(前年度及び当年度の人数)をご回答ください。 ※会議体または部署が10を超える場合は、③にご記載ください。
Q3	②ステewardシップ責任を果たすための体制のうち会議体にて本年度審議された具体的な事項、実際の取組事項(含む経営陣等への提言)をご回答ください。 ステewardシップ活動における利益相反管理の方針・プロセス(①利益相反管理方針・規定の制定の有無、②利益相反が生じ得る内容として管理している具体的な状況、③利益相反管理の対象とする企業を特定している場合の対象企業、④利益相反の管理体制、⑤利益相反の管理方法)について、具体的にご回答ください。
【議決権行使について】	
Q4	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください。
Q5	貴社の直近の議決権行使ガイドライン(含む内規)における前年度からの変更点、変更理由をご回答ください。(基準書(含む内規)等をテキスト形式、もしくは画像形式で貼り付けてください。) また、議決権行使基準において気候関連の基準がある場合は、ご回答ください。
Q6	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準(以下「口座基準」という。)について、ご回答ください。
Q7	口座基準の検証について、①検証する内容、②検証する主体の名称をご回答ください。
Q8	口座基準に基づく行使案が都共済の株主議決権行使ガイドライン(連合会ガイドライン)を遵守しているかの検証について、①行使案の検証の有無と実施主体の名称、具体的な検証方法をご回答ください。行使案を検証していない場合は、②行使結果の検証の有無と実施主体の名称、具体的な検証方法をご回答ください。なお、基準と異なる行使や利益相反管理議案等、貴社が予め検証対象を定めた議案のみ検証する場合は、その有無と内容についてご回答ください。
Q9	企業の状況に即した(機械的ではない。)議決権行使を行うための体制・プロセス・取組についてご回答ください。①企業の状況に即した(機械的ではない。)議決権行使を行うためのプロセスについてご回答ください。また、②自社基準に基づく議決権行使の賛否の理由の公表状況についてご回答ください。
Q10	外部の議決権行使サービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容についてご回答ください。 また、③実効性の高い助言を得るために貴社が行っている取組をご回答ください。また、助言会社へのフィードバックの有無をご回答ください。④サービス利用時に貴社が認識した議決権行使助言会社の課題についてもご回答ください。
Q11	議決権行使とエンゲージメントの一体的運用に関する本年度の具体的な事例を最大3件ご回答ください。なお、3件のうち、エンゲージメントを踏まえて議決権行使を行った事例を最低1件、議決権行使結果を企業にフィードバックした事例を最低1件ご回答ください。(原則として当該ファンドの事例をご記載ください。事例が少ない等の理由から、全社のエンゲージメント事例を記入する際はその旨をご記載ください。)
【反社会的行為を行った企業への対応について】	
Q12	①反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的にご回答ください。 また、②反社会的行為として認識するための基準について具体的にご回答ください。
Q13	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙してください。また、反社会的行為認識後における当該企業の監査役等との対話の有無をご回答ください。 ※監査役等には、監査役、監査委員および監査等委員である取締役を含みます。
【エンゲージメントについて】	
Q14	貴社当該ファンドにおける①貴社の運用戦略に応じた、投資先企業との対話における企業価値の向上や持続的成長を促すためのサステナビリティの課題の考慮方法についてご回答ください。 また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体(含むイニシアティブを通じた働きかけ)への働き掛けを行っている場合、②当該取組の相手方の名称及び当該取組の内容をご回答ください。
Q15	政策保有株式に関するエンゲージメントについて、①投資先企業との政策保有株式縮減のために貴社が実効性が高いと考える取組と主な成果、②政策保有株式に関する対話を行う上での課題、についてご回答ください。
Q16	貴社当該ファンドの個別企業に対するエンゲージメント実施プロセス(①エンゲージメント対象企業群とその選定基準、②企業価値向上にとって重要と考えられる課題の設定方法(企業価値向上に向けた設定の工夫)、③対話目標、④進捗管理方法と進捗を管理する主体)について、具体的にご回答ください。※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的にご回答ください。 ※気候関連リスク・機会についてエンゲージメントを行っている場合は、①企業の選定基準、②課題の選定方法、③目標にて、具体的にご回答ください。
Q17	外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容についてご回答ください。
Q18	①貴社のエンゲージメントの効果測定方法、②本年度実施したエンゲージメントの効果測定結果について、具体的にご回答ください。(貴社のエンゲージメントプロセスにおける対話の効果測定方法に基づく検証結果をご記載ください。)
Q19	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメントのうち、貴社のエンゲージメントプロセスの特徴・強みが発揮されたと考えられる具体的な事例を、回答欄の項目に基づき最大3件ご回答ください(非財務情報の開示に関する対話事例を最低1件、また、サステナビリティの考慮と企業価値向上を結び付けた対話事例がある場合は最低1件含めてください。)(「企業との対話内容」は、企業との対話場面・相手・内容・企業の反応やそれに対する貴社対応等を含めてご回答ください。(対話相手については、可能な限り経営陣や社外取等の事例を記入ください。経営陣との会話事例では運用機関の強みが発揮された事例が少ない場合には担当者との対話でも構いません。) また、対話目標の達成状況、成果に結び付いた貴社エンゲージメント体制・プロセスの特徴・強みについてご回答ください。対話目標が達成できていない場合は今後の対応方針についてもご回答ください。
Q20	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください(対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスは含めません。)
【ステewardシップ活動における特筆すべき取組】	
Q21	①議決権行使・エンゲージメント等のステewardシップ活動において、貴社ないし当該ファンドにおいて特筆することがありましたら、ご回答ください。特に、②都共済が重視する「都共済ガイドラインの遵守」、「企業の状況に即した議決権行使」、「議決権行使とエンゲージメントの一体的運用」、「企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施」、「エンゲージメント内容の質」、「エンゲージメントプロセスの実効性(効果測定に関する取組みを含む)」について、Q1-Q20で回答した取組以外にも特筆すべき取組がありましたらご回答ください。 また、③都共済が重視する上記取組における自己評価と自己評価を踏まえた今後の改善・見直し検討事項についてもご回答ください。
Q22	貴社におけるステewardシップ活動の促進・改善のための議決権行使・エンゲージメント以外の組織的な取組がありましたら、ご記載ください。
【都共済のステewardシップ活動への提言】	
Q23	都共済のステewardシップ活動への提言等があればご回答ください。

② 外国株式

No.	報告内容
【ステュワードシップ活動全般について】	
Q1	①ステュワードシップ責任を果たすにあたっての方針をご回答ください。また、②同責任を果たすにあたっての体制を図でご回答ください(組織体が複数ある場合は、それらの関係性が分かるようにご記載ください)。また、体制において、会議体であれば、当該会議体の名称、部署であれば当該部署の名称をご記載の上、ステュワードシップ活動、議決権行使、エンゲージメント等の役割をご回答ください。なお、会議体の場合は役割、人数(前年度及び当年度の人数)、社外者の割合をご回答ください。部署の場合は役割、人数(前年度及び当年度の人数)をご回答ください。 ※会議体または部署が10を超える場合は、④にご記載ください。
Q2	③ステュワードシップ責任を果たすための体制のうち会議体にて本年度審議された具体的な事項、実際の取組事項(含む経営陣等への提言)をご回答ください。
Q3	ステュワードシップ活動における利益相反管理の方針・プロセス(①利益相反管理方針・規定の制定の有無、②利益相反が生じ得る内容として管理している具体的な状況、③利益相反管理の対象とする企業を特定している場合の対象企業、④利益相反の管理体制、⑤利益相反の管理方法)について、具体的にご回答ください。
Q4	運用の外部委託を行っている場合、外部委託先のステュワードシップ活動のモニタリングについて、①モニタリングする内容、②モニタリングする主体をご回答ください。
【議決権行使について】	
Q4	貴社名およびファンドに関する情報、議決権行使の対象企業数および行使の結果をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください。
Q5	貴社の直近の議決権行使ガイドライン(含む内規)における前年度からの変更点、変更理由をご回答ください。(基準書(含む内規)等をテキスト形式、もしくは画像形式で貼り付けてください) また、議決権行使基準において気候関連の基準がある場合は、ご回答ください。
Q6	都共済委託口座に係る具体的な議決権行使基準(以下「口座基準」という。)について、ご回答ください。
Q7	口座基準の検証について、①検証する内容、②検証する主体の名称をご回答ください。
Q8	口座基準に基づく行使案が当連合会の株主議決権行使ガイドライン(連合会ガイドライン)を遵守しているかの検証について、①行使案の検証の有無と実施主体の名称、具体的な検証方法をご回答ください。行使案を検証していない場合は、②行使結果の検証の有無と実施主体の名称、具体的な検証方法をご回答ください。なお、基準と異なる行使や利益相反管理議案等、貴社が予め検証対象を定めた議案のみ検証する場合は、その有無と内容についてご回答ください。
Q9	企業の状況に即した(機械的ではない。)議決権行使を行うための体制・プロセス・取組についてご回答ください。①企業の状況に即した(機械的ではない。)議決権行使を行うためのプロセスについてご回答ください。また、②自社基準に基づく議決権行使の賛否の理由の公表状況についてご回答ください。
Q10	外部の議決権行使サービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容についてご回答ください。 また、③実効性の高い助言を得るために貴社が行っている取組をご回答ください。また、助言会社へのフィードバックの有無をご回答ください。④サービス利用時に貴社が認識した議決権行使助言会社の課題についてもご回答ください。
Q11	議決権行使とエンゲージメントの一体的運用に関する本年度の具体的な事例を最大3件ご回答ください。なお、3件のうち、エンゲージメントを踏まえて議決権行使を行った事例を最低1件、議決権行使結果を企業にフィードバックした事例を最低1件ご回答ください。(原則として当該ファンドの事例をご記載ください。事例が少ない等の理由から、全社のエンゲージメント事例を記入する際はその旨をご記載ください。)
Q12	都共済委託口座において、議決権行使対象国としているにも関わらず不行使とした議案があれば、該当する企業名と不行使となった理由をご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
【反社会的行為を行った企業への対応について】	
Q13	①反社会的行為を行った企業の把握方法を具体的に回答ください。 また、②反社会的行為として認識するための基準について具体的に回答ください。
Q14	反社会的行為を行った、貴社当該ファンドで投資している企業への対応についてご回答ください。 ※該当する全企業の事例を列挙して下さい。
【エンゲージメントについて】	
Q15	貴社当該ファンドにおける①貴社の運用戦略に応じた、投資先企業との対話における企業価値の向上や持続的成長を促すためのサステナビリティの課題の考慮方法についてご回答ください。 また、エンゲージメントの目的に沿って、企業以外の主体(含むイニシアティブを通じた働きかけ)への働き掛けを行っている場合、②当該取組の相手方の名称及び当該取組の内容をご回答ください。
Q16	貴社当該ファンドの個別企業に対するエンゲージメント実施プロセス(①エンゲージメント対象企業群とその選定基準、②企業価値向上にとって重要と考えられる課題の設定方法(企業価値向上に向けた設定の工夫)、③対話目標、④進捗管理方法と進捗を管理する主体)について、具体的にご回答ください。※前年度からの変更内容・変更理由については、変更に至った背景・課題認識が分かるように具体的に回答ください。 ※気候関連リスク・機会についてエンゲージメントを行っている場合は、①企業の選定基準、②課題の選定方法、③目標にて、具体的にご回答ください。
Q17	外部のエンゲージメントサービスを利用している場合は、①サービス提供会社名、②サービス内容についてご回答ください。
Q18	①貴社のエンゲージメントの効果測定方法、②本年度実施したエンゲージメントの効果測定結果について、具体的にご回答ください。(貴社のエンゲージメントプロセスにおける対話の効果測定方法に基づく検証結果をご記載ください。)
Q19	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメントのうち、貴社のエンゲージメントプロセスの特徴・強みが発揮されたと考えられる具体的な事例を、回答欄の項目に基づき最大3件ご回答ください(非財務情報の開示に関する対話事例を最低1件、また、サステナビリティの考慮と企業価値向上を結び付けた対話事例がある場合は最低1件含めてください。) 「企業との対話内容」は、企業との対話場面・相手・内容・企業の反応やそれに対する貴社対応等を含めてご回答ください。(対話相手については、可能な限り経営陣や社外取等の事例を記入ください。経営陣との会話事例では運用機関の強みが発揮された事例が少ない場合には担当者との対話でも構いません。) また、対話目標の達成状況、成果に結び付いた貴社エンゲージメント体制・プロセスの特徴・強みについてご回答ください。対話目標が達成できていない場合は今後の対応方針についてもご回答ください。
Q20	貴社当該ファンドにおいて、本年度実施したエンゲージメント活動について、対象企業数および主な対話の件数をご回答ください。 また、前年同期比の変動要因に関する貴社見解をご回答ください(対話件数には、アンケートやセミナー、大人数が集まるカンファレンスは含めません。)
【ステュワードシップ活動における特筆すべき取組】	
Q21	①議決権行使・エンゲージメント等のステュワードシップ活動において、貴社ないし当該ファンドにおいて特筆することがありましたら、ご回答ください。特に、②都共済が重視する「都共済ガイドラインの遵守」、「企業の状況に即した議決権行使」、「議決権行使とエンゲージメントの一体的運用」、「企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施」、「エンゲージメント内容の質」、「エンゲージメントプロセスの実効性(効果測定に関する取組みを含む)」について、Q1-Q20で回答した取組以外にも特筆すべき取組がありましたらご回答ください。 また、③都共済が重視する上記取組における自己評価と自己評価を踏まえた今後の改善・見直し検討事項についてもご回答ください。
Q22	けるステュワードシップ活動の促進・改善のための議決権行使・エンゲージメント以外の組織的な取組がありましたら、ご記載ください。
【都共済のステュワードシップ活動への提言】	
Q23	都共済のステュワードシップ活動への提言等があればご回答ください。